

日EU経済連携協定（日EU・EPA¹）が、平成29（2017）年12月に交渉妥結し、我が国の農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保しました。新たな国際環境の下でも、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を実施することとしています。

1 交渉の概要

日EU・EPAは、平成25（2013）年3月に首脳間で交渉開始が決定され、交渉が始まりました。物品にかかる関税の削減・撤廃だけでなく、サービス貿易、投資自由化、知的財産権等の分野を対象に4年以上の交渉期間、18回に及ぶ交渉会合等を経て平成29（2017）年7月6日の第24回日EU定期首脳協議で大枠合意に至り、同年12月8日の首脳電話会談で交渉は妥結しました（図表2-1）。

我が国とEUが経済連携協定を締結することで、世界の人口シェアの8.6%に相当する6億4千万人を抱え、世界のGDP²シェアの28.4%に相当する21兆4千億ドルの経済圏が誕生することとなります（図表2-2）。

内閣官房が平成29（2017）年12月に公表した経済効果分析では、我が国の国内総生産の押し上げ効果が約1%（約5兆円）、労働供給の増加が約0.5%（約29万人）とされています。

日EU・EPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業の再生産を確保するため、そのセンシティブティに十分配慮し、粘り強く交渉を行った結果、再生産が引き続き可能となる国境措置を確保することができました。また、牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含み、ほぼ全ての品目に課されるEU側の関税は即時撤廃となり、EU向けの輸出拡大につ

ながることが期待されます。この結果を踏まえ、我が国農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築のため、万全の対策を講ずることとしました。

現在、日EU・EPAの早期の署名・発効に向け、日EU双方で鋭意作業を進めています。

図表2-1 日EU・EPAの全体像（全23章）

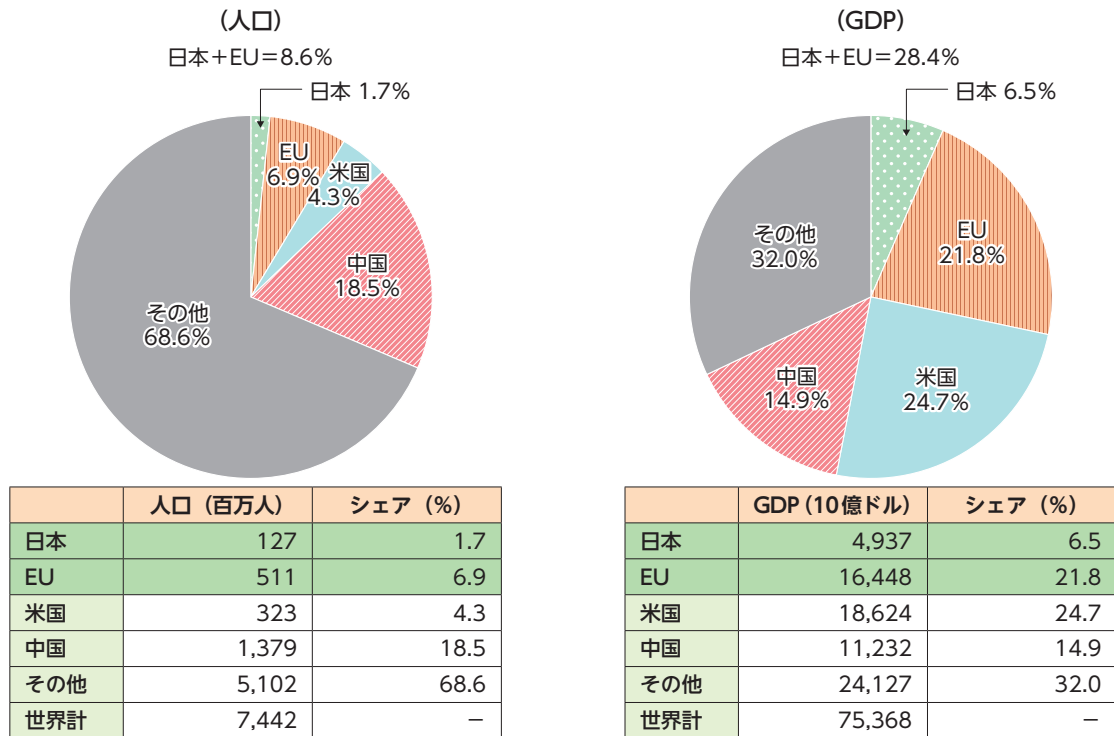
第1章 総則 本協定の目的、用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置（セーフガード）等を規定	第6章 衛生植物検疫（SPS）措置 SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害（TBT） 強制規格等を導入する際の手続の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定（注）	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲（鉄道含む）等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の種類の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企业 国有企业等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手続、日本語を含む正文等を規定	

資料：外務省作成

1 用語の解説3（2）を参照

2 国内総生産。用語の解説1、3（1）を参照

図表 2-2 世界の人口とGDPに占める我が国とEUの割合（平成28（2016）年）



資料：外務省資料を基に農林水産省で作成

2 合意内容

(1) 関税に関する合意

米については関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度¹、糖価調整制度²、豚肉の差額関税制度³といった基本制度の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できました（図表2-3）。

乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当てに留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バター等については国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するにとどめました。

豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。

一方、EU側の関税については、牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得⁴し、EU5億人の市場に向けた我が国農産物の輸出拡大の可能性が広がりました（図表2-4）。

1 国が一元的に輸入を行う仕組みであり、我が国では、米、麦、指定乳製品の輸入を国家貿易により行っている。

2 輸入糖から徴収される調整金等を財源に、国内の生産者・製造事業者を支援することにより砂糖の需給と価格の安定を図る制度

3 輸入品の価格が低いときは基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収、価格が高いときには低率な従価税を適用する制度。この制度により、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止し、国内の需給と価格の安定に寄与

4 ほとんどが即時撤廃

図表 2-3 主な品目の合意内容 (EU からの輸入)

品目	合意内容				
米	・関税削減・撤廃等からの「除外」を確保				
麦	・現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (小麦: 55円/kg、大麦: 39円/kg) を維持 ・ごく少量の関税割当枠 (小麦: 200 t → 270 t (7年目)、大麦: 30 t (即時)) を設定 (国家貿易・SBS方式)				
砂糖	・現行の糖価調整制度を維持 ・粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠 (500 t。無税・無調整金) を設定				
豚肉	・差額関税制度を維持 (分岐点価格 (524円/kg) を維持) ・長期の関税削減期間 (9年) と輸入急増に対するセーフガードを確保				
牛肉	・長期の関税削減期間 (15年: 最終関税率9%) と輸入急増に対するセーフガードを確保				
脱脂粉乳・バター等	・脱脂粉乳・バター等については、国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内 (12,857 t → 15,000 t (6年目、生乳換算))				
チーズ	<p>・ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当 (枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税) とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲にとどめた (20,000 t (初年度) → 31,000 t (16年目))。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(TPPでの合意内容)</td> <td style="text-align: center;">(EUとの合意内容)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ (プロセスチーズ) : 関税撤廃 ・熟成ソフトチーズ (カマンベール等) : 関税維持 ・一部のフレッシュチーズ (モッツアレラ等) : 関税維持 ・ブルーチーズ: 関税削減 ・プロセスチーズ: 関税割当枠の設定 </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">横断的な関税割当枠の設定</div> </td> </tr> </table> <p>・主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ (CHEDDAR、ゴーダ等) やクリームチーズ (乳脂肪45%未満) 等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保 (16年目に撤廃)</p>	(TPPでの合意内容)	(EUとの合意内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ (プロセスチーズ) : 関税撤廃 ・熟成ソフトチーズ (カマンベール等) : 関税維持 ・一部のフレッシュチーズ (モッツアレラ等) : 関税維持 ・ブルーチーズ: 関税削減 ・プロセスチーズ: 関税割当枠の設定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">横断的な関税割当枠の設定</div>
(TPPでの合意内容)	(EUとの合意内容)				
<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ (プロセスチーズ) : 関税撤廃 ・熟成ソフトチーズ (カマンベール等) : 関税維持 ・一部のフレッシュチーズ (モッツアレラ等) : 関税維持 ・ブルーチーズ: 関税削減 ・プロセスチーズ: 関税割当枠の設定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">横断的な関税割当枠の設定</div>				
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	・パスタ (マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保 (パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6年から11年目に、それぞれ撤廃)				
林産物	・構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保 (段階的に8年目に撤廃)				

資料: 農林水産省作成

図表 2-4 主な品目の合意内容 (EU への輸出)

品目	現行関税	合意内容
水産物	無税~26%	即時撤廃 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・アイスクリーム (段階的に6年目までに70%削減) ・ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。 </div>
醤油等調味料	7.7% (醤油)	
緑茶	無税~3.2%	
牛肉	12.8% + 141.4~304.1ユーロ/100kg	
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの)、8.5%又は10% (切り花)	
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等))、9.5ユーロ/100kg (ながいも)	
林産物	無税~10%	
豚肉*	46.7~86.9ユーロ/100kg	
鶏肉*	6.4%、18.7~102.4ユーロ/100kg	
鶏卵* (粉卵等含む)	16.7~142.3ユーロ/100kg	
乳製品*	118.8ユーロ/100kg 等 (脱脂粉乳)、189.6ユーロ/100kg 等 (バター)	

資料: 農林水産省作成

注: *平成29 (2017) 年度末時点で、輸出解禁に向け協議中の品目

(2) ルール分野に関する合意

ルール分野の合意内容は多岐にわたり、日EU経済圏の経済活動等における共通のルールが整備され、地域の産業が活躍の場を広げていくことが期待されます。特に、農林水産・食品分野に関係が深いものは以下のとおりです。

ア EU域内での我が国の地理的表示（GI）の保護

EU側GI¹71産品、日本側GI48産品²をそれぞれ相互に保護することで合意しました（図表2-5）。また、相互に高いレベルでGIを保護するため、物への直接表示だけでなく、広告等のサービスの使用も含めた措置を講ずることとなりました。これにより、EU域内でのGIの保護によるブランド化や、我が国生産者のEU域内におけるGI登録手続の大幅な負担軽減が図られます。

イ 衛生植物検疫措置

食品の安全に関する分野は、我が国が既に締結している衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）³を踏まえた内容となりました。我が国の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、我が国の食の安全が脅かされることはありません。一方、双方の衛生植物検疫措置やその適用に関して相互理解を強化するとともに、要請に応じて情報提供を速やかに行うことが規定され、EU側の輸入条件や手続の進捗状況についての情報が入手しやすくなります。

ウ 税関・貿易円滑化

税関手続は、関係する法令や手続等の情報をインターネット等で公表することや、税関当局等と貿易業者等との定期的な協議の場を設けることが規定され、透明性が確保されます。また、法令の遵守を確保するために必要な期間内に迅速に物品の引取りを許可することや、政府が税関手続の要件や作業の簡素化に向けて努力することが規定されました。

エ 農業分野における協力

農業や食品に関する協力の枠組みが規定されるとともに、農業分野の協力に関する委員会が設置されることが規定されました。これにより、農林水産品・食品の生産・製造段階での技術協力や情報交換が促進され、一層の技術向上に資するだけでなく、貿易上の諸課題に関する政府間の情報交換の場を設けることで、我が国農林水産品・食品の輸出促進にも資することが期待されます。

図表 2-5 EUとの相互保護対象となる我が国のGI48産品

 あおもりカシス 青森県	 加賀丸いも 石川県	 前沢牛 岩手県	 紀州金山寺味噌 和歌山県	 堂上蜂屋柿 岐阜県
 但馬牛 兵庫県	 三島馬鈴薯 静岡県	 くるさき茶豆 新潟県	 美東ごぼう 山口県	 小川原湖産大和しじみ 青森県
 神戸ビーフ 兵庫県	 下関ふく 山口県	 東根さくらんぼ 山形県	 木頭ゆず 徳島県	 入善ジャンボ西瓜 富山県
 夕張メロン 北海道	 能登志賀ころ柿 石川県	 みやぎサーモン 宮城県	 上庄さといも 福井県	 香川小原紅早生みかん 香川県
 八女伝統本玉露 福岡県	 十勝川西長いも 北海道	 大館とんぶり 秋田県	 琉球もろみ酢 沖縄県	 宮崎牛 宮崎県
 鹿児島島の壺作り黒酢 鹿児島県	 十三湖産大和しじみ 青森県	 大分かぼす 大分県	 若狭小浜小鯛ささ漬 福井県	 近江牛 滋賀県
 くまもと県産い草 熊本県	 連島ごぼう 岡山県	 すんざ 長野県	 桜島みかん 鹿児島県	 辺塚だいでい 鹿児島県
 鳥取砂丘らっきょう 鳥取県	 特産松阪牛 三重県	 田子の浦しらす 静岡県	 若手野田村荒海ホタテ 岩手県	 鹿児島黒牛 鹿児島県
 三輪素麺 奈良県	 米沢牛 山形県	 万願寺甘とう 京都府	 奥飛騨山之村寒干し大根 岐阜県	 八丁味噌 愛知県
 市田柿 長野県	 西尾の抹茶 愛知県	 飯沼栗 茨城県		

(凡例) 野菜類 果実類 畜産物 水産物 加工品

資料：農林水産省作成

1 第1章第2節(2)を参照

2 平成29(2017)年度末時点

3 人、動物又は植物の生命又は健康を守るとい衛生植物検疫（SPS）措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール（WTO協定の附属書の一部）

3 総合的な TPP 関連政策大綱の改訂

日EU・EPAの交渉妥結やTPP11¹の署名²により、我が国農林水産業は新たな国際環境に入りました。こうした国際環境の下でも、我が国農林水産業の国際競争力を強化し、強い農林水産業を構築するため、交渉で獲得した措置と合わせて万全の施策を講じていく必要があります。

農林水産省では、平成29（2017）年7月の日EU・EPAの大枠合意の内容を踏まえて、主要な農林水産物の影響について定性的に分析を行い、平成29（2017）年11月に、その結果を公表しました。

また、政府は、TPP（TPP11を含む。）と日EU・EPAの発効を見据え、平成27（2015）年11月に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」を平成29（2017）年11月に「総合的なTPP等³関連政策大綱」として改訂しました。改訂された大綱では、これまでの施策について、実績の検証を踏まえた所要の見直しを行った上で、国産チーズや構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化、パスタ・菓子等の関税撤廃等に関して国境措置の整合性確保の観点から、小麦のマークアップ⁴の実質的撤廃（パスタ原料）・引下げ、豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品等の輸出環境の整備等の対策等を新たに盛り込み、TPP等を見据えた政策を体系的に整理しました（[図表2-6](#)、[図表2-7](#)）。

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保することとなっています。平成29（2017）年度補正予算においては、改訂された大綱に基づき、我が国農林水産業の体質強化対策を実施するため、総額3,170億円を確保しました。なお、これまでに、平成27（2015）年度補正予算において3,122億円、平成28（2016）年度補正予算において3,453億円を計上しています。

また、農林水産省では、平成29（2017）年12月に、農林水産物の生産額への影響について試算結果を公表しました。試算においては、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込んでおり、農林水産物の生産減少額は約600億円から約1,100億円としています。この試算結果を反映して行った食料自給率の影響試算では、反映の前後で食料自給率は同水準⁵となりました。

1 米国を除く、我が国と豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、ベトナムの11か国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11協定)

2 第1章第3節(3)を参照

3 日EU・EPAとTPP(TPP11を含む。)

4 国家貿易品目について、政府が輸入する際に徴収している差益をいい、政府管理経費と国内における生産振興対策に利用されている

5 平成28(2016)年度：カロリーベース38%、生産額ベース68%→試算を反映したもの：カロリーベース38%、生産額ベース68%

図表 2-6 「総合的な TPP 等関連政策大綱」の概要

新輸出大国	国内産業の競争力強化	農政新時代
<p>〈輸出促進によるグローバル展開推進〉</p> <p>1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○TPP等の普及・啓発 ○中堅・中小企業等のための相談体制の整備 <p>2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム） ○コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進 ○農林水産物・食品輸出の戦略的推進 ○インフラシステムの輸出促進 ○海外展開先のビジネス環境整備 	<p>〈TPP等を通じた国内産業の競争力強化〉</p> <p>1 TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進 ○対内投資活性化の促進 <p>2 TPP等を通じた地域経済の活性化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に関する情報発信 ○地域リソースの結集・ブランド化 ○地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化 <p>〈食の安全、知的財産、政府調達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示 ○特許、商標、著作権関係について必要な措置 ○著作物等の利用円滑化等 ○政府調達に係る合意内容の正確かつ丁寧な説明 	<p>〈農林水産業〉</p> <p>1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）</p> <p>政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 ○国際競争力のある産地イノベーションの促進 ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進—国産チーズ等の競争力強化等 ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓 ○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化 ○持続可能な収益性の高い操業体制への転換 ○消費者との連携強化、規制改革・税制改正 <p>2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）</p> <p>TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米（政府備蓄米の運営見直し） ○麦（経営所得安定対策の着実な実施） ○牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実） ○甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

資料：内閣官房TPP等政府対策本部作成

図表 2-7 「総合的な TPP 等関連政策大綱」の農林水産分野の概要

農林水産分野における TPP 対策

① 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化 等

H27・28補正予算により、具体的な対策を実施

② 経営安定・安定供給のための備え（経営安定対策）

- ・米：政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦：経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品：
 - 牛・豚マルキンの法制化
 - 牛・豚マルキンの補填率の引上げ
 - 豚マルキンの在庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物：加糖調製品の調整金の対象化

必要な法的手段を実施
(TPP未発効のため、未施行)

③ 検討の継続項目

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 等

平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定

対策の主な効果

〈輸出促進策〉

- 41の輸出拠点のうち、本年度までに19が稼働。
- 米、青果、水産物等の品目別にプロモーションや輸送技術の実証試験を実施。
- 農林水産物の輸出額は4年連続最高値を更新。1兆円目標を1年前倒し。

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成31年
輸出額(億円)	6,117	7,451	7,502	10,000
	2014年	2015年	2016年	2019年

+22.6% (対26年比)

〈その他の担い手等の体質強化策の例〉

取組内容	事業実施による効果（事例）	全国での実施状況
認定農業者等が農業経営の発展に取り組む場合に必要な機械・施設の導入を支援	【27年度事業実施分】 経営体（397者）の経営改善 売上高：平均16%増 経営コスト：平均4%減 経営面積：平均15%拡大	H27補正：479地区・793経営体 H28補正：403地区・719経営体
畜産に関する施設整備や機械導入等を支援	【28年度事業実施分】 搾乳ロボット導入による乳量の増加 27.0kg → 29.1kg（頭/日） 8.0%増加	H27補正：施設整備431件 機械導入7,772件 H28補正：施設整備369件 機械導入3,718件

〈今後の取組〉

- ◆これまで総合的な TPP 関連政策大綱に盛り込まれていた施策
 - 体質強化対策：引き続き実績の検証を踏まえた必要の見直しを行った上で、必要な施策を実施
 - 経営安定対策：TPP又は日EU協定の発効に合わせて対策の充実等の措置
 - ・牛・豚マルキンの補填率引上げ（8割→9割）、豚マルキンの在庫負担水準引上げ（国：生産者=3：1へ）
 - ・改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象化
- ◆チーズ等の乳製品
 - ・国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにする。原料面での低コスト・高品質化、製造面での低コスト・品質向上・ブランド化等
- ◆構造用集成材等の木材製品
 - ・加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等
- ◆パスタ・菓子等
 - ・国境措置整合性確保のための小麦のマークアップの実質的撤廃（パスタ原料）・引下げ
- ◆輸出環境の整備等
 - ・畜産物（豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品等）等の輸出条件の改善、国内の環境整備等 等

資料：内閣官房TPP等政府対策本部作成